

福岡都市計画区域マスタープラン(福岡都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章福岡都市計画区域	第 2 章福岡都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県の北西部に位置し、区域内には小矢部川をはじめ大小の河川や水路が流れているほか、地下水が豊富であることから、古くから菅栽培や養鯉業の盛んなまちとして知られている。市街地は J R 福岡駅を中心として形成されており、その周囲には住宅や工場が混在する農地が広がっている。 本区域の人口は、高岡市中心部に近接する立地条件から増加を続けてきたが、近年は用途地域内において人口が減少しており、全体的に低密度な土地利用となっている。このため都市基盤の整備を進め、都市機能を集約配置した健全な市街地を形成することが課題となっている。 交通基盤については、能越自動車道福岡インターチェンジの設置及び市街地からのアクセス道路の整備によって、これまで比較的低未利用地の多かった駅南側において開発需要が高まっている。そのため、駅南側において適正な土地利用を誘導するための幹線道路の整備など、都市構造の再構築も含めた総合的な交通対策が必要となっている。	本区域は富山県の北西部に位置し、区域内には小矢部川をはじめ大小の河川や水路が流れているほか、地下水が豊富であることから、古くから菅栽培や養鯉業の盛んなまちとして知られている。市街地は、<u>あいの風とやま鉄道線</u>福岡駅を中心として形成されており、その周囲には住宅や工場が混在する農地が広がっている。 本区域の人口は、高岡市中心部に近接する立地条件<u>ではあるものの人口は減少傾向であり</u>、全体的に低密度な土地利用となっている。このため都市基盤の整備を進め、都市機能を集約配置した健全な市街地を形成することが課題となっている。 交通基盤については、<u>市街地に近接する能越自動車道福岡パーキングエリアのインターチェンジ化と、それを活かすための市街地からのアクセス道路の整備が課題となっている。</u>
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
住民一人ひとりにとって住みやすく、住み続けたいと感じるまちを創るため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～魅力と活力を備えた ゆとりとうるおいのあるまち～ ○ 美しい環境とゆとりのある住み良い都市づくり ○ 健やかで活力にあふれた豊かな都市づくり ○ 文化の薫り高くふれあいのある都市づくり	<u>自らの手によって時代を切り拓いてきた先人の志を受け継ぎ、創造的で活力あふれる高岡らしいまちづくりを実現するため、目指すまちの将来像と都市づくりの基本方針を次のように掲げる。</u> <u>～豊かな自然と歴史・文化につつまれ人と人がつながる 市民創造都市 高岡～</u> ○<u>人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり</u> ○<u>中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり</u> ○<u>「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり</u> ○<u>広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくり</u> ○<u>歴史・文化と自然を活かした都市づくり</u> ○<u>安全・安心で快適に暮らせる都市づくり</u>
○美しい環境とゆとりのある住み良い都市づくり 都市基盤、自然環境、生活環境の調和ある整備を進める。	<u>○人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり</u> <u>民間の活力や資金も積極的に活用しながら、計画的かつ効率的に公共施設の統廃合・再編を図るとともに、これまで積極的に整備を進めてきたインフラの維持に重点を置いた都市づくりへの転換を図る。</u>

○健やかで活力にあふれた豊かな都市づくり 調和・均衡のとれた地域産業振興により地域の発展を図る。	○ <u>中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり</u> <u>中心市街地の活性化によって本市全体の賑わいを創り出すと同時に、固有の歴史・文化を持つ周辺市街地においても都市機能が集約した拠点を形成する。</u>
○文化の薫り高くふれあいのある都市づくり 貴重な文化遺産などを伝承し文化の薫り高い地域社会を創る。	○ <u>「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり</u> <u>新たな企業や店舗等の立地に向けた基盤整備と既存産業の活性化を通じて産業の競争力強化を図るとともに、身近な生活圏において魅力のある働く場の拡大を図る。</u>
	○ <u>広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくり</u> <u>本市の強みである広域交通基盤を活かし、県西部の中核都市として、大都市圏や金沢・飛越能などの近隣都市との広域間連携を強化するとともに、市内で暮らすあらゆる人々が自由に移動できるための拠点間連携のネットワークを強化する。</u>
	○ <u>歴史・文化と自然を活かした都市づくり</u> <u>他の都市にはない高岡らしさを発揮した文化創造都市の取組、市内各地の歴史・文化資産を回遊できる歴史まちづくりを推進するとともに、自然・農業と調和した緑豊かな都市空間を形成する。</u>
	○ <u>安全・安心で快適に暮らせる都市づくり</u> <u>災害が起きても被害を最小限に食い止めるために、土地利用や基盤整備の面からも災害に強いまちづくりに取り組むほか、犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境を創る。</u> <u>また、令和6年能登半島地震「高岡市震災復興計画」を着実に実行する。</u>
２）地域毎の市街地像	２）地域毎の市街地像
本区域では、土地利用上の特性を踏まえ、区域内を３つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。	本区域では、土地利用上の特性を踏まえ、区域内を３つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。
①市街地地域（福岡地区）	①市街地地域（福岡地区）
福岡駅前の市街地では、一般国道８号を軸として、道路配置や街区構成の見直しと商業の活性化を図り、本区域の核にふさわしい拠点形成を目指す。また、駅北側の市街地については、歴史的な街並みの保全を図り、風格あるまちづくりを推進する。駅南側については、住宅、工場が混在する低密度な市街地となっているが、都市基盤の整備及び適正な土地利用の誘導を進めることによって、駅北側と一体となった拠点づくりを目指す。 その他の低密度な住宅地については、土地区画整理事業等による整備により、本区域への転入者などに対する受け皿を計画的に確保するとともに、ゆとりある都市型居住環境の創出を目指す。	福岡駅前の市街地では、 <u>土地区画整理事業による基盤整備を進めており、商業、医療などの都市機能が集積し、交通利便性も高い福岡駅前を中心に居住や都市機能を維持・誘導することで、旧北陸道の宿場町や萱笠間屋の町から発展してきた市街地の維持・再生を図る。</u> 駅南側については、住宅、工場が混在する低密度な市街地となっているが、都市基盤の整備及び適正な土地利用の誘導を進めることによって、駅北側と一体となった拠点づくりを目指す。 その他の低密度な住宅地については、土地区画整理事業等による整備により、本区域への転入者などに対する受け皿を計画的に確保するとともに、ゆとりある都市型居住環境の創出を目指す。
②小矢部川南東部農村地域（山王地区、大滝地区）	②小矢部川南東部農村地域（山王地区、大滝地区）
この地域では、水田を中心に集落、住宅団地及び工場などが混在しており、今後は都市と農村の共生を目指しながら、優良農地の保全を図る。また、能越自動車道福岡インターチェンジ周辺部においては、周辺環境に配慮しながら、その立地条件を活かした工業地の形成を図るなど、活力ある地域づくりを目指す。	この地域では、水田を中心に集落、住宅団地及び工場などが混在しており、今後は都市と農村の共生を目指しながら、優良農地の保全を図る。また、能越自動車道福岡インターチェンジ周辺部においては、周辺環境に配慮しながら、その立地条件を活かした工業地の形成を図るなど、活力ある地域づくりを目指す。
③小矢部川北西部農村地域（西五位地区、赤丸地区、五位山地区の一部）	③小矢部川北西部農村地域（西五位地区、赤丸地区、五位山地区の一部）

この地域では、大規模な水田地帯の中に工業地や集落が形成されており、優良農地と工業地の調和を図るとともに、良好な田園景観と自然環境の保全を図る。また山裾に広がる集落については、道路整備により、市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。	この地域では、大規模な水田地帯の中に工業地や集落が形成されており、優良農地と工業地の調和を図るとともに、良好な田園景観と自然環境の保全を図る。また、<u>耕作放棄地の増大や森林の荒廃を防止し、生産基盤の整備や、適正な森林施業による健全な森林資源の維持・整備、経営の安定と担い手の確保・育成のための支援を行い、地域ぐるみで適正な管理を行う体制づくりを進め、農林業の振興を図る。</u> 山裾に広がる集落については、道路整備により、市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。
3) 目標年次	3) 目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を<u>令和 23 (2041) 年</u>とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を<u>令和 13 (2031) 年</u>とする。
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
1) 区域区分の決定の有無	1) 区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 13,118 人であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になるものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 <u>本区域の人口は、平成 27 (2015) 年現在 12,640 人で減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u> <u>これまで、用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。</u> また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 <u>このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。</u>
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
① 主要用途の配置の方針	① 主要用途の配置の方針
豊かな水と緑に恵まれた自然環境と都市的土地利用との調和のとれた、美しい自然とゆとりのある住みよい都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。	<u>菅笠の集散地として発展してきた長い歴史を継承し、今後も豊かな自然と利便性を備えた地域として持続していく</u>ため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。

a 商業地	a 商業地
駅前通りから旧北陸道沿いの市街地、一般国道８号沿道など、交通利便性の高い地域に商業地を配置し、既存商業施設の活性化とあわせ、地区住民が暮らしやすい商業地の形成を図る。 このうち市街地の商業地については、空店舗の増加が目立つことから、一体的に道路配置や街区構成の見直しを進め、賑わいあふれる商業空間の創出を目指す。 また、沿道型の大型商業施設の立地がみられる一般国道８号沿道の商業地については、施設を利用する自動車交通が本線交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の配置などに配慮するとともに、本区域の都市軸にふさわしい沿道景観の創出を目指すものとする。	駅前通りから旧北陸道沿いの市街地、一般国道８号沿道など、交通利便性の高い地域に商業地を配置し、既存商業施設の活性化とあわせ、地区住民が暮らしやすい商業地の形成を図る。 このうち市街地の商業地については、空店舗の増加が目立つことから、一体的に道路配置や街区構成の見直しを進め、賑わいあふれる商業空間の創出を目指す。 また、沿道型の大型商業施設の立地がみられる一般国道８号沿道の商業地については、施設を利用する自動車交通が本線交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の配置などに配慮するとともに、本区域の都市軸にふさわしい沿道景観の創出を目指すものとする。
b 工業地	b 工業地
郊外部の工業団地のほか、一般国道８号沿道やＪＲ北陸本線南側など、交通利便性に優れ、かつ居住環境への影響の少ない地域に工業地を配置し、既存工場などの振興と新たな企業の誘致を図る。また、福岡インターチェンジへのアクセスの利便性を活かして整備された工業団地については、企業の立地状況を踏まえながら拡張の検討を進める。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。	<u>一般国道８号沿道やあいの風とやま鉄道線福岡駅南側の工業地区及び福岡インターチェンジ周辺の大滝工業団地では、既存の工業集積を維持するとともに、必要な条件が整った空き工場や工場跡地への企業誘致を進める。</u> <u>また、福岡パーキングエリアのインターチェンジ化に伴う北陸自動車道及び能越自動車道へのアクセスの利便性を活かして、周辺での企業ニーズに応じた企業誘致を進める。</u> なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。
c 住宅地	c 住宅地
市街地の活性化と商業地を支える人口の定住を促進するため、市街地の商業地の周辺及び幹線道路沿道の商業地の背後地に住宅地を配置し、居住人口の増加を図る。このうち、駅周辺など都市基盤の不十分な市街地については、土地区画整理事業等を活用し、計画的な市街地形成及び宅地供給を図る。 また、郊外部における無秩序な宅地開発によって、貴重な自然環境及び優良農地が喪失されることのないよう配慮する。	市街地の活性化と商業地を支える人口の定住を促進するため、市街地の商業地の周辺及び幹線道路沿道の商業地の背後地に住宅地を配置し、居住人口の増加を図る。このうち、駅周辺など都市基盤の不十分な市街地については、土地区画整理事業による基盤整備を進めており、交通利便性の高い福岡駅前を中心に居住や、商業・医療などの都市機能の維持・誘導を図る。 また、郊外部における無秩序な宅地開発によって、貴重な自然環境及び優良農地が喪失されることのないよう配慮する。
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
福岡駅前の市街地については、本区域の玄関口として新たな活力となる拠点の創出が求められていることから、都市基盤の整備と併せて中高層住宅の建設を促進するなど、土地の高度利用の推進を図る。	福岡駅前の市街地については、本区域の玄関口として、<u>また地域生活拠点として、</u>都市基盤の整備と併せて<u>商業・業務施設や</u>中高層住宅の建設を促進するなど、土地の高度利用の推進を図る。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
福岡駅前の商業系用途地域については、市街地の活性化と商業地を支える居住人口の増加を図るため、商業・業務施設と住宅との用途の複合化を図る。 福岡駅南地区については、現在、大規模工場が立地しているが、未利用地が多く残ったままスプロール的に市街化が進んでいる。このため、公共施設及び住宅地の整備を図り、人々の賑わいと活気にあふれた拠点形成を目指す。	福岡駅前の商業系用途地域については、市街地の活性化と商業地を支える居住人口の増加を図るため、商業・業務施設と住宅との用途の複合化を図る。 福岡駅南<u>側</u>の地区については、現在、大規模工場が立地しているが、<u>用途地域内に低</u>未利用地が多く<u>残っていることから、土地利用規制の見直しや、都市内農地としての保全・活用策も検討するなど、無秩序な市街化の抑制に努める。</u>
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針

旧北陸道沿いについては、明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、高岡市景観計画において景観形成重点地区にも指定されていることから、歴史的街並みの保全に配慮しながら計画的な居住環境の改善を図る。 また、用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。	旧北陸道沿いについては、明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、「<u>歴史まちづくり計画</u>」の重点区域に位置付けられ、「<u>景観計画</u>」に<u>よる</u>景観形成重点地区にも指定されていることから、歴史的街並みの保全に配慮しながら計画的な居住環境の改善を図る。 また、用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。 <u>残存農地については、農産物の生産、防災、景観等の観点から、都市内の重要な緑地として保全・活用を図る。</u>
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努めるとともに、市街地内を流れる岸渡川などの河川・水路を活かして公園や散策路の整備を図る。また、福岡公園から土屋親水公園を結ぶ一帯については、小矢部川の水辺環境を活かした水と緑のネットワークとして位置づけ整備・充実を図る。	<u>住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努めるとともに、岸渡川桜並木など、観光スポットとなる水辺環境の保全と併せて景観の保全・活用を図る。</u>また、福岡公園から土屋親水公園を結ぶ一帯については、小矢部川の水辺環境を活かした水と緑のネットワークとして<u>利用促進に努める。</u>
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
市街地の周囲に広がる優良農地の保全を図るとともに、建築形態規制の適用などにより、新たな宅地開発などを抑制し、営農環境の維持・保全を図る。特に、小矢部川左岸部には、生産性の高い優良農地があるため、その維持・保全を図る。	市街地の周囲に広がる優良農地の保全を図るとともに、建築形態規制の適用などにより、新たな宅地開発などを抑制し、営農環境の維持・保全を図る。特に、小矢部川左岸部には、生産性の高い優良農地があるため、その維持・保全を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
小矢部川左岸の丘陵地の一部には、地すべり危険箇所や土石流危険渓流があり、また急傾斜地崩壊危険箇所もある。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	小矢部川左岸の丘陵地の一部には、地すべり危険箇所や土石流危険渓流があり、また急傾斜地崩壊危険箇所もある。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を<u>計画的に</u>進めるとともに、土砂災害防止法に基づく<u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u>開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は小矢部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組みに加えて、市民等に対する防災知識の普及・訓練等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域の中央を流れる小矢部川については、市街地に隣接する身近な自然環境であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後とも自然環境の保全を図る。 小矢部川左岸の丘陵地については、本区域における自然環境の核をなしていることから、森林の保全・育成など自然環境の保全を図る。また、古墳などの貴重な歴史資源があることから、その活用を図る。	本区域の中央を流れる小矢部川については、市街地に隣接する身近な自然環境であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後とも自然環境の保全を図る。 小矢部川左岸の丘陵地については、本区域における自然環境の核をなしていることから、森林の保全・育成など自然環境の保全を図る。また、古墳などの貴重な歴史資源があることから、その活用を図る。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
本区域においては、今後も用途地域への住宅、商業地の立地誘導を図るものとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。	本区域においては、今後も<u>交通利便性が高い福岡駅前を中心に居住や都市機能の維持・誘導</u>を図るものとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。

更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	更に、白地地域においては、 <u>無秩序な市街化が進むことのないよう</u> 、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用 <u>の規制・誘導</u> を図る。								
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針								
2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針	2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
本区域では、一般国道8号が広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として市街地を東西に通過し、県道福光福岡線等の幹線道路が南北方向に都市間を連絡しており、これらを中心とした道路網が整備されている。 J R 北陸本線北側の市街地においては、都市計画道路三日市大野線、都市計画道路岸渡川線、都市計画道路上叢土屋線により市街地の骨格が形成されている。 しかしながら、J R 北陸本線南側の市街地においては、都市計画道路福岡インター上叢線以外に都市計画道路が配置されていないことから、通過交通の処理と都市内交通の円滑化が課題となっている。 今後は、市街地の骨格を形成する幹線・補助幹線道路を配置し、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の構築を図る。 なお、都市景観の向上を図るため、一般国道8号や都市計画道路駅前線などの整備において、電線類の地中化の検討を進める。 更に、能越自動車道福岡インターチェンジへのアクセス機能の強化を図るとともに、福岡パーキングエリアを利用したインターチェンジの検討を進める。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはJ R 北陸本線の福岡駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、一般国道8号が広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として市街地を東西に通過し、県道福光福岡線等の幹線道路が南北方向に都市間を連絡しており、これらを中心とした道路網が整備されている。 <u>あいの風とやま鉄道線</u>北側の市街地においては、都市計画道路三日市大野線、都市計画道路岸渡川線、都市計画道路上叢土屋線により市街地の骨格が形成されている。 今後は、市街地の骨格を形成する幹線・補助幹線道路を配置し、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の構築を図る。 なお、都市景観の向上を図るため、一般国道8号や都市計画道路駅前線などの整備において、電線類の地中化<u>を推進する</u>。 更に、<u>福岡パーキングエリアのインターチェンジ化により、高岡都心エリアへのアクセス強化を図るとともに、周辺での企業ニーズに応じた企業誘致や救急搬送の迅速化、河川氾濫時における救援活動等のルート確保を図る</u>。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には<u>あいの風とやま鉄道線</u>の福岡駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
J R 北陸本線北側の市街地の骨格を形成する幹線道路の内側において、都市計画道路中央線、都市計画道路駅前線などの補助幹線道路を配置し、通過交通と都市内交通の分離を図るとともに歩行者・自転車の安全に配慮した道路網の構築に努める。J R 北陸本線南側については、計画的な市街地形成を誘導するため、新たな幹線道路の配置を検討する。 また、公共交通については、福岡駅において、自由通路のほか、駅前広場、駐車場及び自転車駐車場の配置について検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	<u>あいの風とやま鉄道線</u>北側の市街地の骨格を形成する幹線道路の内側において、都市計画道路中央線、都市計画道路駅前線などの補助幹線道路を配置し、通過交通と都市内交通の分離を図るとともに歩行者・自転車の安全に配慮した道路網の構築に努める。J R 北陸本線南側については、計画的な市街地形成を誘導するため、新たな幹線道路の配置を検討する。 <u>また、公共交通については福岡駅において、駅前広場、駐車場及び自転車駐車場等の整備・活用により、交通結節点としての機能を高め、利用者の利便性の向上を図る。</u>更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）	優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）
種 別	名 称								
道 路	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）								
種 別	名 称								
道 路	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）								

<table><tr><td></td><td>3・5・1 国道線</td></tr></table>		3・5・1 国道線	<table><tr><td></td><td>3・5・1 国道線</td></tr></table>		3・5・1 国道線				
	3・5・1 国道線								
	3・5・1 国道線								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、<u>速やかな</u>排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。	汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>福岡公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	福岡公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>福岡公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	福岡公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	福岡公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	福岡公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
本区域では、狭隘な道路の改善及び商店街の活性化を目的として、福岡駅前土地区画整理事業を実施し、都市基盤整備が進められている一方で、中心部以外の用途地域では未利用地が介在し、都市基盤も不十分な状況となっている。今後も住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら、積極的に面的整備事業を推進し、都市基盤、自然環境、生活環境が調和した住みよい都市づくりの実現を目指す。 なお、駅南地区についても、自由通路の整備などとの調整を図りながら、事業化に向けた取り組みを進める。	本区域では、狭隘な道路の改善及び商店街の活性化を目的として、福岡駅前土地区画整理事業を実施し、都市基盤整備が進められている一方で、中心部以外の用途地域では未利用地が介在し、都市基盤も不十分な状況となっている。<u>駅南地区も含めて、</u>今後も住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら、都市基盤、自然環境、生活環境が調和した住みよい都市づくりの実現を目指す。 なお、駅南地区についても、自由通路の整備などとの調整を図りながら、事業化に向けた取り組みを進める。								
②市街地整備の目標	②市街地整備の目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事業</td></tr><tr><td>福岡駅前</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table>	地区名	事業	福岡駅前	土地区画整理事業	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事業</td></tr><tr><td>福岡駅前</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table>	地区名	事業	福岡駅前	土地区画整理事業
地区名	事業								
福岡駅前	土地区画整理事業								
地区名	事業								
福岡駅前	土地区画整理事業								
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
親水公園や桜並木が整備され、住民にとって身近な憩いの場ともなっている小矢部川をはじめとする河川や水路については、川辺環境軸として位置づけ、その整備・保全を図る。 本区域の自然環境の骨格を形成する北西部の丘陵地については、多くの古墳や神社仏閣があるなど、古くから人々の生活と密接に関係しており、住民のレクリエーションの場としても機能していることから、山辺環境軸と位置づけ、自然環境の保全を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	親水公園や桜並木が整備され、住民にとって身近な憩いの場ともなっている小矢部川をはじめとする河川や水路については、<u>水辺環境としての保全・活用</u>を図る。 本区域の自然環境の骨格を形成する北西部の丘陵地については、多くの古墳や神社仏閣があるなど、古くから人々の生活と密接に関係しており、住民のレクリエーションの場としても機能していることから、山辺環境軸と位置づけ、自然環境の保全を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、<u>福岡駅前土地区画整理事業において、</u>身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。								
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針								
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針								
区域北西部の丘陵地、そして小矢部川及び岸渡川については、貴重な動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。	区域北西部の丘陵地、そして小矢部川及び岸渡川については、貴重な動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。								
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針								
都市内の住民にとって身近なレクリエーション地である土屋親水公園については、市街地からのアクセスの向上を図る。また、福岡公園については、広域的なレクリエーション拠点と	<u>ふくおか西山森林県定公園は、緑のオープンスペースの核として、緑の拠点に位置付け、身近な自然とのふれあいやレクリエーションなどの市民ニーズに即した交流の場となるよう、その利用促進を図る。</u>								

して位置づけ、公園の整備・充実とともに、ハイキングコースなどの整備を図る。	
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針
<u>福岡グラウンドや小学校グラウンドについては、災害時の避難地として重要な機能を果たすことから、これらへの避難路となる広幅員の幹線道路及び緑道の整備を図る。</u>	<u>用途地域内に残る農地については、農産物の生産、防災、景観等の観点から、都市内の重要な緑地として保全・活用を図る。</u>
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針
本区域のシンボルのな景観である岸渡川と河川沿いの桜並木の整備・保全に努めるほか、旧北陸道沿いの社寺林などについても、歴史的な緑地景観として保全を図る。	本区域のシンボルのな景観である岸渡川と河川沿いの桜並木の <u>保全・活用を図る</u> ほか、旧北陸道沿いの社寺林などについても、歴史的な緑地景観として保全を図る。